

税務訴訟資料 第260号-42 (順号11398)

名古屋地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 所得税及び消費税等取消請求事件

国側当事者・国(熱田税務署長)

平成22年3月18日棄却・確定

判 決

原告 甲

同訴訟代理人弁護士 城 正憲

太田 真一

真家 茂樹

鈴木 直明

重長 孝志

被告 国

同代表者法務大臣 千葉 景子

処分行政庁 熱田税務署長

藤具 豊

同指定代理人 遠田 真嗣

上田 正勝

浅野 真哉

間瀬 暢宏

小林 昭彦

立田 渉

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が原告に対し平成17年12月19日付けでした次の各処分を取り消す。

- 1 平成13年分の所得税の決定処分及び重加算税の賦課決定処分
- 2 平成14年分の所得税の決定処分及び重加算税の賦課決定処分(ただし、平成18年5月18日付け異議決定により一部取り消された後のもの)
- 3 平成15年分の所得税の決定処分及び重加算税の賦課決定処分(ただし、平成20年3月28日付け裁決により一部取り消された後のもの)
- 4 平成16年分の所得税の決定処分及び重加算税の賦課決定処分(ただし、平成18年5月18日付け異議決定により一部取り消された後のもの)
- 5 平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分並びに重加算税の賦課決定処分(ただし、平成20年3月28日付け裁決により一部取り消さ

れた後のもの)

- 6 平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の決定処分（ただし、平成20年3月28日付け裁決により一部取り消された後のもの）並びに重加算税の賦課決定処分（ただし、平成18年5月18日付け異議決定により一部取り消された後のもの）

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成13年分ないし平成16年分（以下「本件各年分」という。）の所得税の決定処分、平成15年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成15年課税期間」という。）及び平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成16年課税期間」といい、平成15年課税期間と併せて、「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の決定処分並びにこれらに伴う重加算税の賦課決定処分を受けたのに対し、これらの各処分（ただし、異議決定又は裁決により一部取り消されたものについては、取り消された後のもの）の取消しを求める事案である（以下、本件各年分の所得税の決定処分、本件各課税期間の消費税等の決定処分、これらに伴う重加算税の賦課決定処分《ただし、いずれも異議決定又は裁決により一部取り消されたものについては、取り消された後のもの》を、それぞれ「本件各所得税決定処分」、「本件各消費税決定処分」、「本件各賦課決定処分」といい、これらを併せて「本件各処分」という。）。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠上明らかである。）

- (1) 原告は、請負委託による指定する場所における乳幼児の保育サービスの提供等を目的として平成13年8月8日に設立された有限会社Aの代表取締役である。
- (2) 原告は、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等の確定申告をしていなかったところ、名古屋国税局課税第一部資料調査第一課職員は、平成17年9月から同年11月にかけて原告に対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）を実施し、処分行政庁は、原告が後記(3)のデリバリー・ヘルス事業を行っており、また、株式会社B（以下「B」という。）及び株式会社C（以下「C」という。）から依頼を受けて金銭債権の回収を行い成功報酬を得る事業（以下「本件債権回収事業」といい、後記(3)のデリバリー・ヘルス事業と併せて「本件各事業」という。）も行っていたとして、同年12月19日、本件各年分の所得税の決定処分、本件各課税期間の消費税等の決定処分及びこれらに伴う重加算税の賦課決定処分をした（これらの課税処分の金額の明細については、別表1、2参照）。
- (3) 平成13年2月ころ、豊田市内に「D」の商号でデリバリー・ヘルス事業を営む事業所が開業され、さらに、デリバリー・ヘルス事業をいわゆるフランチャイズ方式で展開するD本部が開設された（以下、これらのデリバリー・ヘルス事業を「本件デリヘル事業」といい、そのうち、D本部が直営する店舗に係る事業を「本部直営事業」と、D本部をフランチャイザーとするフランチャイズ契約による事業を「本件フランチャイズ事業」という。なお、デリバリー・ヘルス事業とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律《以下「風営法」という。》2条7項1号に該当する無店舗型性風俗特殊営業であり、その業務内容は、客の依頼を受けて客の自宅や客が利用するホテルなどに女性《以下「デリヘル嬢」という。》を派遣し、客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供するものである。）。

本件フランチャイズ事業に係るフランチャイズ契約は、フランチャイザーが、フランチャイジーに対し、「D」又は「D」の商号の使用を許諾し、ノウハウの提供やデリヘル嬢の派遣等、営業のために必要な支援を行った上で、フランチャイジーに独立採算でデリバリー・ヘルス事業

を行わせ、その対価として、フランチャイズ契約締結時の加盟料と月々のロイヤリティの支払を受け取ることを主な内容とするものである（以下、この契約を「本件フランチャイズ契約」という。）。

(4) 原告は、平成18年2月19日、上記(2)の各課税処分の全部の取消しを求め、処分行政庁を経由して名古屋国税局長に対して異議申立てをし、同国税局長は、同年5月18日、上記各課税処分のうち一部を取り消す旨の異議決定をした。原告は、同年6月12日、上記異議決定を経た後の上記各課税処分についてなお不服があるとして、国税不服審判所長に対して審査請求をし、国税不服審判所長は、平成20年3月28日、上記各課税処分（上記異議決定により一部取り消された後のもの）のうち一部を取り消す旨の裁決をした（上記異議決定及び裁決の金額の明細については、別表1、2参照）。

2 被告が主張する税額の計算根拠等

(1) 本件各年分の所得税として納付すべき税額について

被告が主張する原告の本件各年分の所得税として納付すべき税額は、別紙1のとおりである。

被告は、① 原告が、本部直営の豊田店を、平成13年2月から平成15年6月までは乙（以下「乙」という。）と、同年7月から平成16年12月までは丙（以下「丙」という。）と、それぞれ共同して営業していたから、その利益の2分の1が原告に帰属し、② 原告が、本部直営の岡崎店を、平成16年9月から丁（以下「丁」という。）と共同して営業していたから、その利益の2分の1が原告に帰属し、③ 原告が、本件フランチャイズ事業を、平成13年2月から平成15年6月までは乙と共同して行っていたから、その利益の2分の1が原告に帰属し（ただし、乙等との取決めにより、別途、分配金額が決められたものを除く。）、同年7月から平成16年12月までは、本件フランチャイズ事業に係る共同経営者は認められないから、その利益の全額（ただし、丁との取決めにより、別途、分配金額が決められたものを除く。）が原告に帰属し、④ 原告が本件債権回収事業を行っていたから、その利益の全額が原告に帰属するとして、別紙1のとおり、原告の本件各年分の所得税として納付すべき税額を計算したものである。

(2) 本件各課税期間の消費税等として納付すべき税額について

被告が主張する原告の本件各課税期間の消費税等として納付すべき税額は、別紙2のとおりである。

被告は、原告が上記(1)のとおり本件各事業を行い、本件各事業に係る収入金額が課税資産の譲渡等（消費税法2条1項9号）の対価に当たるとして、別紙2のとおり、原告の本件各課税期間の消費税等として納付すべき税額を計算したものである。

(3) 重加算税の賦課について

被告は、原告には本件各事業に関し取引名義等の仮装行為が認められ、その仮装したところに基づき所得税及び消費税等の確定申告書を法定申告期限までに提出していなかったのであるから、国税通則法68条2項に規定する無申告重加算税の賦課要件を充足すると主張する。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件各事業の事業主体が原告であって、その所得が原告に帰属するか否かであり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである。

なお、原告は、後記のとおり、本件各事業を行っていたのは有限会社Aであり、原告が本件各事業を行っていたものではないとして、本件各事業に係る所得が原告に帰属することを争ってい

るが、本件各事業の事業主体が原告であるとされた場合には、前記2の税額の計算根拠等を争わないとしている。

(被告の主張)

(1) 事業所得に係る収益の帰属

事業所得の帰属の認定においては、所得税法12条に規定する「実質所得者課税の原則」により、当該事業の遂行に際して行われる法律行為の名義に着目するのはもとより、当該事業への出資の状況、収支の管理状況、従業員に対する指揮監督状況などを総合し、経営主体としての実体を有するかを社会通念に従って判断すべきである。

(2) 本件デリヘル事業について

原告は、本件デリヘル事業の開始当初からその経営に携わっており、乙又は丙と、それぞれ本件デリヘル事業又は直営店を共同経営していた。

原告は、本件デリヘル事業に係る基本的な収支の管理を乙又は丙に任せており、各月ごとに収支の状況を確定させ、その後については、少なくとも、これを乙又は丙との間で折半し、その最終的な収支管理を行っていたのであって、本件デリヘル事業において最終的な指揮監督を行う立場にあった。

以上のとおり、原告は、本件デリヘル事業において、終始経営者として、最終的な収支管理及び指揮監督を行っていたのであるから、その事業所得が原告に帰属することは明らかである。

(3) 本件債権回収事業について

原告は、本件債権回収事業に使用していた預金口座に係る預金通帳を所持しており、丁、B及びCから債権回収に係る成功報酬を受領していたから、本件債権回収事業に係る所得が原告に帰属することは明らかである。

(4) 原告は、本件各事業は、原告ではなく、有限会社Aが行っていたものであるから、本件各事業に係る所得は原告ではなく同社に帰属する旨主張する。

しかしながら、① 本件各処分までに、有限会社Aが本件各事業に係る所得を申告していないこと、② 本件各事業は、同社の目的には全く記載されていない事業であること、③ その他原告が本件各事業に係る所得が同社に帰属する根拠として指摘する事実関係は、いずれもその根拠となり得ないものであることなどから、本件各事業に係る所得が同社に帰属するものということはできない。

(原告の主張)

(1) 有限会社Aの所在地である愛知県豊田市の建物（以下「E事務所」という。）には、本件デリヘル事業に関する資料やパソコンが保管され、「D」のホームページの運転のためのサーバーが設置されているが、E事務所は、同社が賃借している。そのほか、本件デリヘル事業の必要経費として、携帯電話の代金、インターネットによる広告宣伝費、消耗品の代金などが、同社の名義で支払われている。

なお、本件フランチャイズ契約は、有限会社Aの名義で締結されているものではないが、原告名義で締結されているものでもないから、このことから、原告が本件デリヘル事業を行っていたことを推認することはできない。かえって、本件フランチャイズ契約に用いられている「F」という名称は、原告が同社の設立準備段階の社団を示す名称として使用していたものであるから、本件デリヘル事業は、当初から同社（あるいは、その前身となる社団）による営業と考えられていたものである。

また、豊田店等に係る営業開始届は、「戊」名義で提出されているが、戊（以下「戊」という。）は、有限会社Aの設立準備段階の社団であった「F」の代表者であったから、上記営業開始届も、本件デリヘル事業が同社（あるいは、その前身となる社団）による営業と考えられていたことを示すものである。

(2) 有限会社Aは、平成13年8月、保育所の運営と本件各事業の経営のために設立されたものであり、その定款の目的に無店舗型性風俗特殊営業に関する記載がないのは、豊田市から保育所の運営の委託を受けるに当たって、そうした目的の記載があることが不都合であったためである。

有限会社Aの商号は、本件デリヘル事業の開業に携わった乙、丙、甲（原告）に共通する「A」の字をとったものである。また、同社の取締役には、保育所の営業に一切かかわっていない乙が就任している。

(3) 以上のとおり、本件デリヘル事業は、営業の遂行に関して行われた法律行為等の名義や有限会社Aの設立経緯に照らし、同社の営業であったことは明らかであり、これが原告個人の営業であったことを根拠付けるような事情はない。

なお、有限会社Aにおいて、帳簿書類の作成が不完全であり、また、確定申告の漏れがあったことは事実であるが、そのことは、本件各事業の所得が同社ではなく原告に帰属することの根拠となるものではない。同社は、既に法人税、消費税、源泉所得税等に関する修正申告をし、これらの税金の納付をほぼ完了しているから、この上、更に本件各事業が原告個人の事業であることを前提とする課税が行われることは、二重課税となり極めて不合理である。

第3 当裁判所の判断

1 本件各事業の事業主体が原告であって、その所得が原告に帰属するか否か等について

(1) 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件デリヘル事業について（甲24、乙1～13、29～38、原告本人）

（ア）原告、乙及び丙は、かねてから友人関係にあったが、共同で何か事業をしようと考え、丙がデリバリー・ヘルスに関与していた経験があったことから、平成13年2月ころ、本件デリヘル事業を開始することとした。

本件デリヘル事業を行うためには、愛知県公安委員会に対し無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書を提出する必要があったが、原告は、自分に前科があつて風営法上の欠格事由に該当すると考え、乙も同届出書を提出するのを嫌がつたため、同届出書の提出を従業員であった戊に依頼し、戊は、平成13年2月8日付けで、同公安委員会に対し、豊田店に係る無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書を提出し、豊田店を本部直営の店舗として、原告及び乙が共同経営することとなった。丙は、豊田店の店長として、その営業に携わった。なお、本部直営事業に係るものであるか否かは不明であるが、戊は、同年3月21日付けで、同公安委員会に対し、東岡崎店に係る無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書を提出した。

（イ）また、原告と乙は、本件フランチャイズ事業を共同で経営することとし、平成13年2月ころから同年5月ころまでの間に、「F 代表 戊」名義で、豊田北店等について、各フランチャイジーとの間で、本件フランチャイズ契約が締結された。

平成15年3月ころ、名古屋店について、フランチャイジーとの間で、本件フランチャイズ契約が締結された（同契約の契約書上、フランチャイザーの名義は空欄となっていた）。

る。)。

(ウ) 原告は、平成15年6月ころまで、乙と共同で本件デリヘル事業を経営し、それによる利益を乙と折半して取得したが、同年7月以降は、丙が豊田店の加盟料を原告に支払い、原告と丙が共同で豊田店を経営することになり、それによる利益を丙と折半して取得した。そのころ、乙は、原告との間にトラブルが生じて、本件デリヘル事業から撤退し、同月以降の本件フランチャイズ事業は、原告が単独で経営することになった。

(エ) 平成16年5月12日、多治見店について、有限会社G名義で、フランチャイジーとの間で、本件フランチャイズ契約が締結された。

(オ) 岡崎店及び東岡崎店（東岡崎店に係る本件フランチャイズ契約の締結時期は明らかではない。）について、平成16年8月29日付けで本件フランチャイズ契約が解約されたが、その際作成された解約同意書は、「A 代表甲」名義で作成された。原告は、同年9月から、丁と共同で岡崎店を経営することとした。

(カ) 多治見店について、平成17年9月1日付けで本件フランチャイズ契約が解約されたが、その際作成された解約同意書は、「有限会社G」のゴム印と共に原告の署名、押印がされている。

(キ) 本部直営事業に係る固定電話の契約名義

本件デリヘル事業に関し、風俗情報雑誌「H」に複数回にわたり広告が掲載され、下記①ないし⑤の電話番号が掲載されたことがある。

- ① 豊田店
- ② 岡崎店又は東岡崎店
- ③ 人妻・熟女ダイヤル
- ④ 人妻・熟女専用ダイヤル
- ⑤ 求人ダイヤル

①の電話番号は豊田店に係る無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書に、②の電話番号は東岡崎店に係る同営業開始届出書に、それぞれ記載されていたものである。また、③ないし⑤の電話番号は、上記雑誌上にフランチャイザーの店名が表記されておらず、本件デリヘル事業全体の営業のために用いられている。

これらの電話番号は、平成17年10月7日当時、いずれもIと契約された固定電話のものであり、①の電話番号は、豊田店に係るデリヘル営業開始届出書に記載された事務所の所在地である愛知県豊田市を設置場所、名義を「戊」とする契約によるものであり、②ないし⑤の電話番号は、原告名義の契約によるものである。また、④及び⑤の電話番号の設置場所はE事務所とされ、④の電話番号の権利取得日は有限会社Aの設立登記日後である平成15年7月11日とされている。

イ 本件債権回収事業について（乙1、13、43～46）

(ア) 原告は、平成13年ころから、丁から依頼を受けて、携帯電話の販売会社であるBの短期契約解約者からの機器代金の残金回収及びBの金銭債権の回収を行い成功報酬を得ており、また、Cから依頼を受けてCの金銭債権の回収を行い成功報酬を得ていた。

(イ) 本件債権回収事業に使用していた預金口座

原告は、本件債権回収事業において、J銀行平針支店「B・甲」名義の普通預金口座（口座番号)、同支店「B・K」名義の普通預金口座（口座番号)

) 及びJ銀行豊田南支店「有限会社G代表取締役L」名義の普通預金口座(口座番号) のほか、Bの「M」に対する2050万円の金銭債権を回収するためにN銀行赤池支店で開設された「株式会社B代表取締役丁」名義の普通預金口座(口座番号) を使用していたところ、原告は、本件税務調査時に、上記4つの預金口座に係る預金通帳を所持していた。

そして、上記口座のうち、「B・甲」名義の口座における最初の債権回収に係る入金日が平成13年6月4日であり、有限会社Aの設立日以前から本件債権回収事業が行われていた。

ウ 有限会社Aについて(甲3、4、乙14~18、47、53、原告本人)

(ア) 平成13年8月8日、目的を請負委託による指定する場所における乳幼児の保育サービスの提供等とし、本店所在地を「愛知県豊田市」資本金を300万円とする有限会社Aが設立された。原告及び乙が同社の取締役に就任し、原告が代表取締役に就任した。なお、会社設立時から現在に至るまで、同社の定款及び登記簿上、無店舗型性風俗特殊営業又は委託を受けて行う債権回収業に関する事項が会社の目的として記載されたことはない。

(イ) 有限会社Aは、平成13年●●月●●日、上記本店所在地所在の○所有の家屋(E事務所)を賃借し、同年9月20日、E事務所において無認可保育所である「P」を開設し(保育責任者は、原告の妻のQ)、平成15年6月6日、豊田市長に対し、同月30日を休止日とする認可外保育施設休止届出書を提出した。なお、同社においては、将来、保育所の運営を再開することは予定していなかった。

(ウ) 有限会社Aは、豊田税務署長に対し、下記aないしcのとおり、法人税の確定申告書を提出した。

a 平成13年●●月●●日から14年7月31日までの事業年度(以下「平成14年7月事業年度」という。)の法人税に係る確定申告書

同確定申告書の「事業種目」欄は空白であり、この「所得金額」欄には237万9872円の欠損と記載され、上記申告書添付の損益計算書には「売上高」が479万9200円、「雑収入」が207万1449円である旨の記載がされている。

b 平成14年8月1日から平成15年7月31日(以下「平成15年7月事業年度」という。)までの事業年度の法人税に係る確定申告書

同確定申告書において、「事業種目」欄には「託児所」、「所得金額」欄には260万5980円の欠損とそれぞれ記載され、上記申告書添付の損益計算書には「売上高」が701万2800円であり、雑収入はない旨の記載がされている。

c 平成15年8月1日から平成16年7月31日までの事業年度(以下「平成16年7月事業年度」という。)及び同年8月1日から平成17年7月31日までの事業年度(以下「平成17年7月事業年度」という。)の各法人税に係る確定申告書

同各確定申告書は、いずれも、平成18年2月3日に提出され、これらの所得金額は0円であるとされ、「事業種目」欄は空白である。

エ 原告の子ら名義の預金について(乙40~42)

原告には、R(平成8年11月30日生まれ)とS(平成10年11月12日生まれ)の子があり、J銀行鳴海東支店において、平成15年9月12日、R名義の貯蓄預金口座(口座番号) 及びS名義の貯蓄預金口座(口座番号) が開設され

ている。

上記両口座の預金残高は、開設日以降、概ね増加し続け、平成16年末には、上記R名義の口座が800万0400円、上記S名義の口座が600万0274円であった。

(2) 以上の事実関係を基に、本件各事業の事業主体が原告であって、その所得が原告に帰属するか否か等を検討する。

ア 本件デリヘル事業について

(ア) 本件デリヘル事業は、有限会社Aが設立された平成13年●●月●●日よりも半年前の同年●月に開始されたものである。

豊田店に係る無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届出書は、戊名義で提出されてはいるが、それは、原告の意向を受けてされたものであった。

本件フランチャイズ契約は、「F代表戊」名義で締結されたものについては、戊が原告の意向を受けて上記名義で作成したものと推認することができるし、「有限会社G」のゴム印と共に原告の署名、押印がされているもの及び「A 代表甲」名義で締結されたものについては、その記載から、原告が主体的に関与して締結ないし解約したものと推認することができる。したがって、本件フランチャイズ契約は、そのほとんどが、原告の意向を踏まえて締結ないし解約されたものであり、有限会社Aの名義で本件フランチャイズ契約の締結ないし解約がされた事実は認められない。

本件デリヘル事業に使用された固定電話として、平成17年10月7日当時、原告名義のものが4本、「戊」名義のものが1本あったが、有限会社Aの名義の固定電話が本件デリヘル事業に使用された事実は認められない。

また、本件各処分がされるまでに、有限会社Aが本件デリヘル事業に係る所得の申告をした事実は認められず、同社の目的として登記された事項には、本件デリヘル事業が含まれていない。

以上のような事実関係は、本件デリヘル事業の事業主体は有限会社Aではなく原告であると認めるのを相当とする事情である。

(イ) これに対し、原告は、本件デリヘル事業を行っていたのは原告ではなく有限会社Aであると主張するので、以下検討する。

a 原告は、「F」という名称は、原告が有限会社Aの設立準備段階の社団を示す名称として使用していたものであり、戊はその代表者であったから、「F」名義で本件フランチャイズ契約が締結され、「戊」名義で無店舗型性風俗特殊営業の営業開始届が提出されている事実は、本件デリヘル事業が同社（あるいは、その前身となる社団）による営業であることを示すものであると主張し、本人尋問において、本件デリヘル事業に関して、当初は「A」という名称を使用していたが、他に同じ名称の法人があったため「F」という名称を使用することとし、その後に「有限会社A」という名称を使用するようになった旨供述する。

しかしながら、前記(1)ア(オ)のとおり有限会社Aが設立された平成13年●●月●●日以降においても、「A」という名称が使用されている上、原告が平成17年12月16日に提出した所得税（消費税）の納税地の変更に関する届出書に、原告個人の屋号を示すものとして「A」と記載されており（乙39）、原告が「A」という名称を原告個人の屋号を示すものとして使用していたことが認められるから、原告の上記供述部分

を採用することはできない。そして、他に「F」又は「A」という名称が、同社（あるいは、その前身となる社団）を示すものであったという事実を認めるに足りる証拠はない。

b また、原告は、有限会社Aが賃借しているE事務所に、本件デリヘル事業に関する資料やパソコンが保管され、「D」のホームページの運転のためのサーバーが設置され、本件デリヘル事業の必要経費として、携帯電話の代金、インターネットによる広告宣伝費、消耗品の代金などが、同社の名義で支払われている旨主張する。

しかしながら、本件税務調査がされた平成17年9月ころ以降において、E事務所に本件デリヘル事業に関する資料やパソコンが保管されていたとしても、有限会社Aが設立されたころから、E事務所にこれらの資料やパソコンが置かれていたことを認めるに足りる証拠はなく、前記(1)ウ(イ)のとおり、E事務所においては平成15年6月30日まで保育所事業が行われていたことからすれば、この時期にE事務所において本件デリヘル事業が行われていたものとは考え難い。また、同社の名義で、本件デリヘル事業の必要経費として、携帯電話の代金、インターネットによる広告宣伝費、消耗品の代金が支払われているとしても、これらの経費が同社の経費としての実質を有することを裏付ける帳簿等の証拠はなく（「有限会社A」名義の普通預金口座《甲19》を見ても、携帯電話の代金の支払日の前後に「F」等から同代金に見合う金額が振り込まれている場合があり、同社がこれらの代金を実質的に出捐したのか否かは明らかではない。）、また、本件デリヘル事業を行うためには、原告の主張する上記の支出以外にも多くの経費が支出されていると考えられるものの、原告はこの点について何ら主張、立証をしていない。

c さらに、原告は、有限会社Aの目的として登記された事項に本件デリヘル事業が含まれていない点について、同社が豊田市から保育所の運営の委託を受けるに当たって定款の目的に無店舗型性風俗特殊営業に関する記載があることが不都合であったためであると主張し、本人尋問においてこれに沿う供述をする。

しかしながら、上記のことは、原告自身においても、保育所の運営を行う有限会社Aがデリヘル事業を行うことに支障があることを認識していたことを示すものにほかならない上、同社が平成15年6月30日をもって無認可保育所の運営を休止し、将来保育所の運営を再開することを予定していなかったにもかかわらず、その後においても、同社の定款及び登記簿上、無店舗型性風俗特殊営業に関する事項が会社の目的として記載されたことはないのであって、原告の上記主張は、同社が本件デリヘル事業を行っていながら会社の目的として登記された事項に本件デリヘル事業が含まれていないことの説明として、首肯し得るものではない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)で説示した事実関係及び証拠関係の下においては、本件デリヘル事業の事業主体は有限会社Aではなく原告であると認めるのが相当であり、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

イ 本件債権回収事業について

前記(1)イのとおり、① 本件債権回収事業に用いられた「Bカソリ甲」名義の通帳における最初の債権回収に係る入金日が有限会社Aの設立以前である平成13年6月4日であること、② 原告が、本件税務調査時に、本件債権回収事業に用いられた預金口座に係る預

金通帳を所持していたこと、③ 原告が、丁、B及びCから債権回収に係る成功報酬を受領していたこと、また、④ 本件各処分がされるまでに、同社が本件債権回収事業に係る所得の申告をした事実は認められないこと、⑤ 同社の目的として登記された事項には、本件債権回収事業が含まれていないこと、⑥ その他、本件債権回収事業が同社の事業として行われていたことを示す的確な証拠はないことなどからすれば、原告が本件債権回収事業を行っていたものと認めるのが相当であり、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

(3) まとめ

以上によれば、原告が本件各事業を単独又は共同で行っていたものと認められるから、本件各事業に係る所得（共同で営業されたものについてはその割合に応じた部分）は原告に帰属するというべきであり、また、原告は、本件各事業に係る課税資産の譲渡等（共同で営業されたものについてはその割合に応じた部分）につき消費税等の納税義務を負うものである。

2 本件各処分の適法性について

(1) 本件各所得税決定処分及び本件各消費税決定処分について

本件各事業に係る所得（共同で営業されたものについてはその割合に応じた部分）が原告に帰属すること及び原告が本件各事業に係る課税資産の譲渡等（共同で営業されたものについてはその割合に応じた部分）につき消費税等の納税義務を負うこと前提としてされた別紙1の本件各年分の所得税及び別紙2の本件各課税期間の消費税等の各計算過程に誤りは認められないから（原告もこれらの計算過程自体については争っていない。）、別紙1の税額の範囲内か又は同額である本件各所得税決定処分及び別紙2の税額と同額である本件各消費税決定処分は適法であると認められる。

なお、原告は、有限会社Aは、既に法人税、消費税、源泉所得税等に関する修正申告をし、これらの税金の納付をほぼ完了しているから、この上、更に本件各事業が原告個人の事業であることを前提とする課税が行われることは、二重課税となり極めて不合理であると主張する。

有限会社Aが期限内に行った確定申告は、前記(1)ウ(ウ)のとおりであり、その申告状況に照らして本件各事業の所得が計上されていたものとは認められないところ、同社は、本件各処分がされた後、豊田税務署長に対し、平成18年7月24日、平成14年7月事業年度及び平成15年7月事業年度の法人税に係る修正申告書を、平成18年11月22日、平成16年7月事業年度及び平成17年7月事業年度の法人税に係る修正申告書並びにこれらの事業年度に対応する課税期間の消費税の確定申告書をそれぞれ提出したことが認められる（甲5～8、乙23、24）。

しかしながら、これらの申告が本件各事業の所得等をすべて計上したものか否かは明らかではない上、仮にそうであるとしても、そのことから、直ちに本件各所得税決定処分及び本件各消費税決定処分が違法となるものではない。

(2) 本件各賦課決定処分について

原告は、法定申告期限までに本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等の確定申告をしていなかったところ、前記事実関係によれば、原告はこれらの税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装又は隠ぺいしたというべきであるから、国税通則法68条2項の重加算税の賦課要件を満たすものと認められる（原告も本件各事業の事業主体が原告であるとされた場合に同項の要件を満たすことは争っていない。）。そして、本件各賦課決定処分は、同項にのっとり、本件各所得税決定処分及び本件各消費税決定処分の税額を基に重加算税を算定

したものであるから、適法であると認められる。

3 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 前田 郁勝

裁判官 杉浦 一輝

被告の主張する原告の本件各年分の所得税額

1 本部直営の豊田店に係る事業所得の金額

本部直営の豊田店に係る事業所得を算出するに当たり、算出の基礎となる店総売上げ金額及び必要経費について、実額が判明した部分を除き推計を用いて算出している。

そして、原告は、本部直営の豊田店の経営を、平成13年2月から平成15年6月までは乙と、同年7月から平成16年12月までは丙と共同して行っていたことから、本件各年分の上記店総売上げ金額及び必要経費のそれぞれ2分の1が原告に帰属するとして算出している。

(1) 原告に帰属する本部直営の豊田店の店総売上げ金額

ア 平成13年分 2307万7500円

実額が判明した同年分の金額4615万5000円に、原告帰属分として2分の1を乗じた金額である(別表3の「平成13年分」の③)。

イ 平成14年分 4879万6601円

実額が判明した同年1月分ないし同年11月分の8792万9500円と推計した同年12月分の966万3703円の合計9759万3203円に、原告帰属分として2分の1を乗じた金額である(別表3の「平成14年分」の③)。

ウ 平成15年分 3993万4167円

推計した同年1月分ないし6月分の3347万6841円と同年7月分ないし同年12月分の4639万1493円(実額が判明した店売上げ金額1996万8000円と推計したデリヘル嬢報酬金額2642万3493円の合計額)の合計7986万8334円に、原告帰属分として2分の1を乗じた金額である(別表3の「平成15年分」の③)。

エ 平成16年分 5318万3797円

実額が判明した店売上げ金額4582万5500円と推計したデリヘル嬢報酬金額6054万2095円の合計1億0636万7595円に、原告帰属分として2分の1を乗じた金額である(別表3の「平成16年分」の③)。

(2) 原告に帰属する本部直営の豊田店の必要経費金額

ア 平成13年分 1908万8163円

実額が判明したデリヘル嬢報酬金額2415万7000円と推計したデリヘル嬢報酬及びロイヤリティ等以外の必要経費金額1401万9326円の合計3817万6326円に原告帰属分として2分の1を乗じた金額である(別表3の「平成13年分」の⑨)。

イ 平成14年分 4089万1184円

デリヘル嬢報酬金額5400万1155円(実額が判明した同年1月分ないし11月分4874万7000円と推計した同年12月分525万4155円の合計額と推計したデリヘル嬢報酬及びロイヤリティ等以外の必要経費金額2778万1213円の合計8178万2368円に、原告帰属分として2分の1を乗じた金額である(別表3の「平成14年分」の⑨))。

ウ 平成15年分 3371万8197円

推計したデリヘル嬢報酬金額4462万4851円(同年1月分ないし同年6月分1820万1358円と同年7月分ないし同年12月分2642万3493円の合計額とデリヘル嬢報酬及びロイヤリティ等以外の必要経費金額2281万1542円(推計した同年1月分ないし6月分973万5066円と実額が判明した同年7月分ないし12月分1307万6476円の合

計額) の合計 6 7 4 3 万 6 3 9 3 円に、原告帰属分として 2 分の 1 を乗じた金額である(別表 3 の「平成 15 年分」の⑨)。

エ 平成 16 年分 4 4 6 9 万 4 8 4 8 円

推計したデリヘル嬢報酬金額 6 0 5 4 万 2 0 9 5 円と実額が判明したデリヘル嬢報酬及びロイイヤリティ等以外の必要経費金額 2 8 8 4 万 7 6 0 1 円の合計 8 9 3 8 万 9 6 9 6 円に、原告帰属分として 2 分の 1 を乗じた金額である(別表 3 の「平成 16 年分」の⑨)。

(3) 本件各年分の本部直営の豊由店に係る原告の事業所得の金額

本件各年分の本部直営の豊由店に係る原告の事業所得の金額は、それぞれ上記(1)記載の店総売上げ金額から上記(2)記載の必要経費金額を控除した金額であり、平成 13 年分は 3 9 8 万 9 3 3 7 円、平成 14 年分は 7 9 0 万 5 4 1 7 円、平成 15 年分が 6 2 1 万 5 9 7 0 円、平成 16 年分が 8 4 8 万 8 9 4 9 円である(別表 3 の各年分の⑯)。

2 平成 16 年分の本部直営の岡崎店の事業に係る事業所得の金額

本部直営の岡崎店に係る事業所得を算出するに当たり、算出の基礎となる店総売上げ金額及び必要経費について、実額が判明した部分を除き推計を用いて算出している。

そして、原告は、平成 16 年 9 月から岡崎店の経営を丁と共同して行っていたことから、同月から同年 12 月までの上記店総売上げ金額及び必要経費のそれぞれ 2 分の 1 が原告に帰属するとして算出している。

(1) 原告に帰属する本部直営の岡崎店の店総売上げ金額 7 6 8 万 8 4 7 2 円

推計した店総売上げ金額 1 5 3 7 万 6 9 4 4 円に、原告帰属分として 2 分の 1 を乗じた金額である(割表 3 の「平成 16 年分」の④)。

(2) 原告に帰属する本部直営の岡崎店の必要経費金額 5 6 4 万 3 6 2 5 円

実額が判明したデリヘル嬢報酬及びロイイヤリティ等以外の必要経費金額 2 9 2 万 6 8 0 6 円と推計したデリヘル嬢報酬 8 3 6 万 0 4 4 4 円の合計 1 1 2 8 万 7 2 5 0 円に、原告帰属分として 2 分の 1 を乗じた金額である(別表 3 の「平成 16 年分」の⑩)。

(3) 平成 16 年分の本部直営の岡崎店に係る原告の事業所得

平成 16 年分の本部直営の岡崎店に係る原告の事業所得は、以上のとおり上記(1)記載の店総売上げ金額から上記(2)記載の必要経費金額を控除した 2 0 4 万 4 8 4 7 円である(別表 3 の「平成 16 年分」の⑯)。

3 本件フランチャイズ事業に係る事業所得の金額

本件フランチャイズ事業に係る収入金額は、各フランチャイズ加盟店のフランチャイジー及び共同経営者からフランチャイズ加盟の際等に受領した加盟店料(以下「本件加盟店料」という。)、本件フランチャイズ契約の解約等により受領した違約金(以下「本件違約金」という。)及び同契約期間中に受領したロイイヤリティ等(以下「本件ロイイヤリティ等」という。)からなる。

なお、① 平成 13 年 2 月から平成 15 年 6 月までは、原告が乙と本件フランチャイズ事業を共同経営していたことから、当該期間においては、本件フランチャイズ事業に係る収入金額及び必要経費の合計金額に 2 分の 1 を乗じて算出した金額(ただし、乙等との取決めにより、別途、分配金額が決められたものを除く。)が原告に帰属し、② 平成 15 年 7 月から平成 16 年 12 月までは、本件フランチャイズ事業に係る共同経営者は認められないことから、その全額(ただし、丁との取決めにより、別途、分配金額が決められたものを除く。)が原告に帰属する。

(1) 原告に帰属する本件フランチャイズ事業に係る収入金額

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------|
| ア | 原告に帰属する平成13年分の収入金額 | 2055万5250円 |
| 上記金額は、下記(ア)の金額1199万円に下記(イ)の金額856万5250円を加算した合計金額である(別表3の「平成13年分」の⑤)。 | | |
| (ア) | 本件加盟店及び本件違約金に係る収入金額 | 1199万円 |
| 上記金額は、平成13年分の本件加盟店に係る収入金額の合計金額2398万円に、2分の1を乗じて算出した金額である。 | | |
| (イ) | 本件ロイヤリティ等に係る収入金額 | 856万5250円 |
| 上記金額は、平成13年分の本件ロイヤリティ等に係る収入金額の合計金額1713万0500円に、2分の1を乗じて算出した金額である。 | | |
| イ | 原告に帰属する平成14年分の収入金額 | 1182万2172円 |
| 上記金額は、下記(ア)の金額200万円に下記(イ)の金額982万2172円を加算した合計金額である(別表3の「平成14年分」の⑤)。 | | |
| (ア) | 本件加盟店及び本件違約金に係る収入金額 | 200万円 |
| 上記金額は、平成14年分の本件加盟店に係る収入金額の合計金額500万円に、同年分の本件違約金に係る収入金額200万円を加算した合計金額700万円から、原告、乙及び丙との決めにより、乙及び丙の取り分とされた500万円を控除した後の金額である。 | | |
| (イ) | 本件ロイヤリティ等に係る収入金額 | 982万2172円 |
| 上記金額は、平成14年分の本件ロイヤリティ等に係る収入金額の合計金額1964万4345円に、2分の1を乗じて算出した金額である。 | | |
| ウ | 原告に帰属する平成15年分の収入金額 | 1822万7500円 |
| 上記金額は、下記(ア)の金額25万円に下記(イ)の金額1797万7500円を加算した合計金額である(別表3の「平成15年分」の⑤)。 | | |
| (ア) | 本件加盟店及び本件違約金に係る収入金額 | 25万円 |
| 上記金額は、平成15年分の本件加盟店に係る収入金額の合計金額300万円から、原告及び乙との決めにより、乙の取り分とされた275万円を控除した後の金額である。 | | |
| (イ) | 本件ロイヤリティ等に係る収入金額 | 1797万7500円 |
| 上記金額は、平成15年分の本件ロイヤリティ等に係る収入金額の合計金額2317万200円から、同年1月分ないし6月分の本件ロイヤリティ等に係る収入金額の合計金額1038万9000円に2分の1を乗じて算出した金額519万4500円を控除した後の金額である。 | | |
| エ | 原告に帰属する平成16年分の収入金額 | 3192万2250円 |
| 上記金額は、下記(ア)の金額500万円に下記(イ)の金額2692万2250円を加算した合計金額である(別表3の「平成16年分」の⑤)。 | | |
| (ア) | 本件加盟店及び本件違約金に係る収入金額 | 500万円 |
| 上記金額は、平成16年分の本件加盟店に係る収入金額の合計金額200万円に、同年分の本件違約金に係る収入金額400万円を加算した合計金額600万円から、原告及び丁との決めにより、丁の取り分とされた100万円を控除した後の金額である。 | | |
| (イ) | 本件ロイヤリティ等に係る収入金額 | 2692万2250円 |
| 上記金額は、平成16年分の本件ロイヤリティ等に係る収入金額の合計金額2692万2250円である。 | | |

(2) 原告に帰属する本件フランチャイズ事業に係る必要経費の金額

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| ア | 原告に帰属する平成13年分の必要経費の金額 | 790万0614円 |
| 上記金額は、平成13年分の本件フランチャイズ事業に係る必要経費の合計金額1580万1228円に、2分の1を乗じて算出した金額である（別表3の「平成13年分」の⑪）。 | | |
| イ | 原告に帰属する平成14年分の必要経費の金額 | 718万6305円 |
| 上記金額は、平成14年分の本件フランチャイズ事業に係る必要経費の合計金額1437万2610円に、2分の1を乗じて算出した金額である（別表3の「平成14年分」の⑪）。 | | |
| ウ | 原告に帰属する平成15年分の必要経費の金額 | 1268万1533円 |
| 上記金額は、平成15年分の本件フランチャイズ事業に係る必要経費の合計金額1671万4215円から、同年1月分ないし6月分の必要経費の合計金額806万5365円に2分の1を乗じて算出した金額403万2682円を控除した後の金額である（別表3の「平成15年分」の⑪）。なお、平成15年7月分以降の本件フランチャイズ事業は、原告の単独経営である。 | | |
| エ | 原告に帰属する平成16年分の必要経費の金額 | 1684万2000円 |
| 上記金額は、平成16年分の本件フランチャイズ事業に係る必要経費の合計金額である（別表3の「平成16年分」の⑪）。 | | |

(3) 本件各年分の本件フランチャイズ事業に係る原告の事業所得の金額

以上のとおり、本件各年分の本件フランチャイズ事業に係る原告の事業所得の金額は、上記(1)記載の収入金額から上記(2)記載の必要経費の金額を控除した金額であり、平成13年分は1265万4636円、平成14年分は463万5867円、平成15年分が554万5967円、平成16年分が1508万0250円である（別表3の各年分の⑯）。

4 本件債権回収事業に係る事業所得の金額

本件税務調査の担当者は、本件債権回収事業に係る収入金額について、原告から提示された資料並びに原告及び丁等の供述などから実額で把握し、また、必要経費の金額について、同調査において原告から提示された金額から実額で認定した。

(1) 原告に帰属する本件債権回収事業に係る収入金額

原告に帰属する本件債権回収事業に係る収入金額は、平成13年分が434万4500円、平成14年分が50万円、平成15年分が440万円、平成16年分が120万円である（別表3の各年分の⑯）。

(2) 原告に帰属する本件債権回収事業に係る必要経費の金額

原告に帰属する本件債権回収事業に係る必要経費金額は、平成13年分が56万4450円、平成14年分が5万円、平成15年分が135万円、平成16年分が0円である（別表3の各年分の⑯）。

(3) 本件各年分の本件債権回収事業に係る原告の事業所得の金額

以上のとおり、本件各年分の本件債権回収事業に係る原告の事業所得の金額は、上記(1)記載の収入金額から上記(2)記載の必要経費の金額を控除した金額であり、平成13年分が378万0050円、平成14年分が45万円、平成15年分が305万円、平成16年分が120万円である（別表3の各年分の⑯）。

5 原告の本件各年分に係る事業所得の金額

上記1ないし4のとおり、原告の各事業について、収入金額及び必要経費の金額が認められ、その結果、平成13年分が2042万4023円、平成14年分が1299万1284円、平成15年分

が1481万1937円、平成16年分が2681万4046円となる（別表4の各年分の「被告主張額」欄①）。

6 原告の本件各年分に係る総所得金額

本件各年分における原告の所得は、事業所得のみであるから、本件各年分における原告の総所得金額は、上記5同様、平成13年分が2042万4023円、平成14年分が1299万1284円、平成15年分が1481万1937円、平成16年分が2681万4046円である（別表4の各年分の「被告主張額」欄③）。

7 原告の本件各年分に係る所得から差し引かれる金額

本件各年分に係る原告の所得から差し引かれる金額（以下「所得控除額」という。）は、平成13年分が169万3380円、平成14年分が389万0515円、平成15年分が171万7290円、平成16年分が202万6930円である（別表4の各年分の「被告主張額」欄⑫）。

8 原告の本件各年分に係る課税総所得金額

本件各年分における原告の課税総所得金額は、上記6記載の総所得金額（別表4の各年分の「被告主張額」欄③）から、上記7記載の所得控除額の合計金額（同欄⑫）を控除した後の金額（1000円未満切捨て）であり、平成13年分が1873万円、平成14年分が910万円、平成15年分が1309万4000円、平成16年分が2478万7000円である（同欄⑬）。

9 原告の本件各年分に係る算出税額

本件各年分における原告の課税総所得金額に対する算出税額は、上記8記載の金額（別表4の各年分の「被告主張額」欄⑬）に、所得税法89条1項（ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。）4条による。）の規定を適用して算出した金額であるところ、平成13年分が444万0100円、平成14年分が150万円、平成15年分が269万8200円、平成16年分が668万1190円である（同欄⑭）。

10 原告の本件各年分に係る納付すべき税額

原告の本件各年分に係る納付すべき税額は、上記9記載の税額（別表4の各年分の「被告主張額」欄⑭）から、負担軽減措置法（ただし、平成17年法律第21号による改正前のもの。）6条の規定に基づく定率減税額25万円（同欄⑮）をそれぞれ控除した後の金額（100円未満切捨て）であるところ、平成13年分が419万0100円、平成14年分が125万円、平成15年分が244万8200円、平成16年分が643万1100円である（同欄⑯）。

被告の主張する原告の本件各課税期間の消費税等の額

1 本件各課税期間に係る課税標準額

(1) 平成15年課税期間に係る課税標準額 5958万2000円

上記金額は別表3の「平成15年分」欄①の金額6256万1667円に105分の100を乗じて算出した金額（1000円未満切捨て）である（別表5の「平成15年課税期間」の「被告主張額」欄②）。

(2) 平成16年課税期間に係る課税標準額 8570万9000円

上記金額は別表3の「平成16年分」欄①の金額9399万4519円から不課税となる本件フランチャイズ事業に係る違約金400万円を控除した金額に105分の100を乗じて算出した金額（1000円未満切捨て）である（別表5の「平成16年課税期間」の「被告主張額」欄②）。

2 本件各課税期間における課税標準額に係る消費税額

本件各課税期間における課税標準額に係る消費税額は、上記1記載の金額（別表5の各課税期間の「被告主張額」欄②）に100分の4を乗じて算出した金額であるところ、当該金額については、平成15年課税期間分が238万3280円及び平成16年課税期間分が342万8360円となる（同欄③）。

3 本件各課税期間における課税仕入れ等の金額に係る消費税額

原告は、本件各事業に係る課税仕入れ等の金額を記載した帳簿及び請求書等を整理せず、かつ、その上でそれら帳簿及び請求書等を保存していなかったのであるから、本件各課税期間における課税仕入れ等の金額に係る消費税額は、いずれも0円となる（別表5の各課税期間の「被告主張額」欄④）。

4 本件各課税期間における納付すべき消費税の税額

本件各課税期間における課税標準額に係る消費税額は上記2のとおりであり、上記3のとおり課税標準額に係る消費税額から控除される課税仕入れ等の金額に係る消費税額は0円となるため、納付すべき消費税の税額は、上記2の金額（100円未満切捨て）となるところ、平成15年課税期間分が238万3200円及び平成16年課税期間分が342万8300円である（別表5の各課税期間の「被告主張額」欄⑤）。

5 本件各課税期間における地方消費税の納付すべき譲渡割額

本件各課税期間における納付すべき消費税の税額については上記4で述べたとおりであり、さらに、本件各課税期間における地方消費税の納付すべき譲渡割額は、上記4の金額にそれぞれ100分の25を乗じて算出した金額（100円未満切捨て）となるところ、平成15年課税期間分が59万5800円及び平成16年課税期間分が85万7000円である（別表5の各課税期間の「被告主張額」欄⑦）。

6 本件各課税期間における消費税等の納付すべき税額

本件各課税期間における消費税等の納付すべき税額は、別表5の各課税期間における「被告主張額」欄⑤の金額に、同欄⑦の金額を加算した合計金額であるところ、当該金額は、平成15年課税期間分が297万9000円及び平成16年課税期間分が428万5300円である（同欄⑧）。

別表1

所得税の課税処分等の経緯

(単位：円)

| 年分 | 項目\区分 | 確定申告 | 本件各所得税決定処分 | 異議申立て | 異議決定 | 審査請求 | 裁決 |
|--------|----------------|------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 平成13年分 | 年月日 | 無申告 | 平成17年12月19日 | 平成18年2月19日 | 平成18年5月18日 | 平成18年6月12日 | 平成20年3月28日 |
| | 総所得金額 | | 17,247,550 | 全部取消し | 棄却 | 全部取消し | 棄却 |
| | 内訳 | | 事業所得の金額 | | | | |
| | 給与所得の金額 | | 16,997,550 | | | | |
| | 納付すべき税額 | | 250,000 | | | | |
| | 無申告加算税の基礎となる税額 | | 3,186,200 | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 0 | | | | |
| | 重加算税の基礎となる税額 | | — | | | | |
| | 重加算税の額 | | 3,180,000 | | | | |
| | | | 1,272,000 | | | | |
| 平成14年分 | 年月日 | 無申告 | 平成17年12月19日 | 平成18年2月19日 | 平成18年5月18日 | 平成18年6月12日 | 平成20年3月28日 |
| | 総所得金額 | | 13,550,536 | 全部取消し | 棄却 | 全部取消し | 棄却 |
| | 内訳 | | 事業所得の金額 | | | | |
| | 給与所得の金額 | | 11,714,536 | | | | |
| | 納付すべき税額 | | 1,836,000 | | | | |
| | 無申告加算税の基礎となる税額 | | 2,088,500 | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 0 | | | | |
| | 重加算税の基礎となる税額 | | — | | | | |
| | 重加算税の額 | | 2,070,000 | | | | |
| | | | 828,000 | | | | |
| 平成15年分 | 年月日 | 無申告 | 平成17年12月19日 | 平成18年2月19日 | 平成18年5月18日 | 平成18年6月12日 | 平成20年3月28日 |
| | 総所得金額 | | 21,963,183 | 全部取消し | 棄却 | 全部取消し | 棄却 |
| | 内訳 | | 事業所得の金額 | | | | |
| | 給与所得の金額 | | 18,663,183 | | | | |
| | 納付すべき税額 | | 3,300,000 | | | | |
| | 無申告加算税の基礎となる税額 | | 4,749,500 | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 120,000 | | | | |
| | 重加算税の基礎となる税額 | | 18,000 | | | | |
| | 重加算税の額 | | 4,620,000 | | | | |
| | | | 1,848,000 | | | | |
| 平成16年分 | 年月日 | 無申告 | 平成17年12月19日 | 平成18年2月19日 | 平成18年5月18日 | 平成18年6月12日 | 平成20年3月28日 |
| | 総所得金額 | | 26,556,832 | 全部取消し | 棄却 | 全部取消し | 棄却 |
| | 内訳 | | 事業所得の金額 | | | | |
| | 給与所得の金額 | | 22,776,832 | | | | |
| | 納付すべき税額 | | 3,780,000 | | | | |
| | 無申告加算税の基礎となる税額 | | 6,326,800 | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 130,000 | | | | |
| | 重加算税の基礎となる税額 | | 19,500 | | | | |
| | 重加算税の額 | | 6,180,000 | | | | |
| | | | 2,472,000 | | | | |

別表2

消費税及び地方消費税の課税処分等の経緯

(単位：円)

| 年分 | 項目＼区分 | 確定申告 | 本件各消費税決定処分 | 異議申立て | 異議決定 | 審査請求 | 裁決 |
|-----------------------------------|--------------|------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 平成 15 年 課 税 期 間 | 年月日 | 無申告 | 平成17年12月19日 | 平成18年2月19日 | 平成18年5月18日 | 平成18年6月12日 | 平成20年3月28日 |
| | 課税標準額 | | 69,895,000 | | 63,452,000 | | 59,582,000 |
| | 納付すべき消費税額 | | 2,795,800 | | 2,538,000 | | 2,383,200 |
| | 納付すべき地方消費税額 | | 698,900 | | 634,500 | | 595,800 |
| | 消費税等の納付すべき税額 | | 3,494,700 | | 3,172,500 | | 2,979,000 |
| | 重加算税の基礎となる税額 | | 3,490,000 | | 3,170,000 | | 2,970,000 |
| | 重加算税の額 | | 1,396,000 | | 1,268,000 | | 1,188,000 |
| 平成 16 年 課 税 期 間 | 年月日 | 無申告 | 平成17年12月19日 | 平成18年2月19日 | 平成18年5月18日 | 平成18年6月12日 | 平成20年3月28日 |
| | 課税標準額 | | 89,464,000 | | 85,712,000 | | 85,709,000 |
| | 納付すべき消費税額 | | 3,578,500 | | 3,428,400 | | 3,428,300 |
| | 納付すべき地方消費税額 | | 894,600 | | 857,100 | | 857,000 |
| | 消費税等の納付すべき税額 | | 4,473,100 | | 4,285,500 | | 4,285,300 |
| | 重加算税の基礎となる税額 | | 4,470,000 | | 4,280,000 | | 4,280,000 |
| | 重加算税の額 | | 1,788,000 | | 1,712,000 | | 1,712,000 |

別表3 原告に帰属する事業所得の金額

(単位：円)

| 区分 | | 平成13年分 | 平成14年分 | 平成15年分 | 平成16年分 |
|----------------------------------|---|------------|------------|------------|------------|
| 本件各事業の総収入金額 (②+⑤+⑥) | ① | 47,977,250 | 61,118,773 | 62,561,667 | 93,994,519 |
| 本部直営事業の収入金額 (③+④) | ② | 23,077,500 | 48,796,601 | 39,934,167 | 60,872,269 |
| 本部直営豊田店の店総売上げの金額 | ③ | 23,077,500 | 48,796,601 | 39,934,167 | 53,183,797 |
| 本部直営岡崎店の店総売上げの金額 | ④ | — | — | — | 7,688,472 |
| 本件フランチャイズ事業の収入金額 | ⑤ | 20,555,250 | 11,822,172 | 18,227,500 | 31,922,250 |
| 本件債権回収事業の収入金額 | ⑥ | 4,344,500 | 500,000 | 4,400,000 | 1,200,000 |
| 本件各事業の必要経費の合計金額 (⑧+⑪+⑫) | ⑦ | 27,553,227 | 48,127,489 | 47,749,730 | 67,180,473 |
| 本部直営事業の必要経費の金額 (⑨+⑩) | ⑧ | 19,088,163 | 40,891,184 | 33,718,197 | 50,338,473 |
| 本部直営豊田店の必要経費の金額 | ⑨ | 19,800,163 | 40,891,184 | 33,718,197 | 44,694,848 |
| 本部直営岡崎店の必要経費の金額 | ⑩ | — | — | — | 5,643,625 |
| 本件フランチャイズ事業の必要経費の金額 | ⑪ | 7,900,614 | 7,186,305 | 12,681,533 | 16,842,000 |
| 本件債権回収事業の必要経費の金額 | ⑫ | 564,450 | 50,000 | 1,350,000 | — |
| 本件各事業の事業所得の合計金額 (⑯+⑰+⑱) | ⑬ | 20,424,023 | 12,991,284 | 14,811,937 | 26,814,046 |
| 本部直営事業の事業所得の金額 (⑯+⑰) | ⑭ | 3,989,337 | 7,905,417 | 6,215,970 | 10,533,796 |
| 本部直営豊田店の事業所得の金額 (③-⑨) | ⑮ | 3,989,337 | 7,905,417 | 6,215,970 | 8,488,949 |
| 本部直営岡崎店の事業所得の金額 (④-⑩) | ⑯ | — | — | — | 2,044,847 |
| 本件フランチャイズ事業の事業所得の金額 (⑤ — ⑪) | ⑰ | 12,654,636 | 4,635,867 | 5,545,967 | 15,080,250 |
| 本件債権回収事業の事業所得の金額 (⑥-⑫) | ⑱ | 3,780,050 | 450,000 | 3,050,000 | 1,200,000 |

別表4 原告の所得税に係る納付すべき税額等

(単位:円)

| 区分 | | 平成13年分 | | 平成14年分 | | 平成15年分 | | 平成16年分 | |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 本件裁決後の額 | 被告主張額 | 本件裁決後の額 | 被告主張額 | 本件裁決後の額 | 被告主張額 | 本件裁決後の額 | 被告主張額 |
| 事 業 所 得 の 金 額 | ① | 16,997,550 | 20,424,023 | 12,622,473 | 12,991,284 | 14,811,938 | 14,811,937 | 22,811,670 | 26,814,046 |
| 給 与 所 得 の 金 額 | ② | 250,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総 所 得 金 額 (① + ②) | ③ | 17,247,550 | 20,424,023 | 12,622,473 | 12,991,284 | 14,811,938 | 14,811,937 | 22,811,670 | 26,814,046 |
| 各所得控除額 | 雑 損 控 除 の 金 額 | ④ | — | — | 2,275,146 | 2,238,265 | — | — | — |
| | 医 療 費 控 除 の 金 額 | ⑤ | — | — | — | — | — | 2,580 | 2,580 |
| | 社会保険料控除の金額 | ⑥ | 123,380 | 123,380 | 82,250 | 82,250 | 147,290 | 147,290 | 451,350 |
| | 生命保険料控除の金額 | ⑦ | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| | 損害保険料控除の金額 | ⑧ | — | — | — | — | — | 3,000 | 3,000 |
| | 配偶者控除の金額 | ⑨ | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 |
| | 扶 养 控 除 の 金 額 | ⑩ | 760,000 | 760,000 | 760,000 | 760,000 | 760,000 | 760,000 | 760,000 |
| | 基礎控除の金額 | ⑪ | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 | 380,000 |
| 所 得 控 除 額 の 合 計 金 額 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩) | ⑫ | 1,693,380 | 1,693,380 | 3,927,396 | 3,890,515 | 1,717,290 | 1,717,290 | 2,026,930 | 2,026,930 |
| 課税総所得金額 (③-⑫) (1,000円未満切捨て) | ⑬ | 15,554,000 | 18,730,000 | 8,695,000 | 9,100,000 | 13,094,000 | 13,094,000 | 20,784,000 | 24,787,000 |
| 算 出 税 領 | ⑭ | 3,436,200 | 4,440,100 | 1,409,000 | 1,500,000 | 2,698,200 | 2,698,200 | 5,200,080 | 6,681,190 |
| 定 率 減 税 領 | ⑮ | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 |
| 納付すべき税額 (⑭-⑮) (100円未満切捨て) | ⑯ | 3,186,200 | 4,190,100 | 1,159,000 | 1,250,000 | 2,448,200 | 2,448,200 | 4,950,000 | 6,431,100 |
| 加 算 税 | 重加算税の基礎となる税額 (10,000円未満切捨て) | ⑰ | 3,180,000 | 4,190,000 | 1,150,000 | 1,250,000 | 2,440,000 | 2,440,000 | 4,950,000 |
| | 重 加 算 税 の 額 | ⑱ | 1,272,000 | 1,676,000 | 460,000 | 500,000 | 976,000 | 976,000 | 1,980,000 |
| (注) 「本件裁決後の額」は、平成20年3月28日付け裁決により一部取り消された後の本件各所得税決定処分の額をいう。 | | | | | | | | | |

別表5 原告の消費税等に係る納付すべき税額等

(単位:円)

| 区分 | | 平成15年課税期間 | | 平成16年課税期間 | |
|----------------------------|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 本件裁決後の額 | 被告主張額 | 本件裁決後の額 | 被告主張額 |
| 課税資産の譲渡等の対価の額 (消費税等を含む) | ① | 62,561,667 | 62,561,667 | 89,994,519 | 89,994,519 |
| 消費税 | 課税標準額 (①×100/105) (1,000円未満切捨て) | ② | 59,582,000 | 59,582,000 | 85,709,000 |
| | 消費税額 (②×4/100) | ③ | 2,383,280 | 2,383,280 | 3,428,360 |
| 地方消費税 | 課税仕入れに係る消費税額 | ④ | 0 | 0 | 0 |
| | 納付すべき税額 (③-④) (100円未満切捨て) | ⑤ | 2,383,200 | 2,383,200 | 3,428,300 |
| 加算税 | 課税標準となる消費税額 (=⑤) | ⑥ | 2,383,200 | 2,383,200 | 3,428,300 |
| | 納付すべき消費税額 (⑥×25/100) (100円未満切捨て) | ⑦ | 595,800 | 595,800 | 857,000 |
| 消費税等の納付すべき税額 (⑤+⑦) | | ⑧ | 2,979,000 | 2,979,000 | 4,285,300 |
| 重加算税 | 重加算税の基礎となる税額 (10,000円未満切捨て) | ⑨ | 2,970,000 | 2,970,000 | 4,280,000 |
| | 重 加 算 税 の 額 | ⑩ | 1,188,000 | 1,188,000 | 1,712,000 |

(注) 「本件裁決後の額」は、平成20年3月28日付け裁決により一部取り消された後の本件各消費税決定処分の額をいう。